

**2022年度 法科大学院  
一般入試（第3期入試）  
入学試験問題  
4時限  
民事訴訟法・刑事訴訟法  
（短答式等）  
試験時間合計 40分**

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

問1 民事裁判権の限界に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所の役割には法令解釈が含まれるので、裁判所は法令の抽象的審査権を有する。
2. 裁判所は、国民の健康を守るために、新型コロナウイルス感染症の治療方法のうちどれが正しいかにつき判断することができる。
3. 会社の内部の紛争であるので、裁判所は、株主総会決議を取り消すことはできない。
4. 裁判所は、他人の名誉を回復する適当な処分として、被告に謝罪広告を新聞紙等に掲載することを命じることができる。

問2 当事者の能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 団体としての固定資産ないし基本的財産を有していることが、法人でない社団が原告になるための不可欠の要件である。
2. 身分関係については当事者本人の意思を尊重する必要があるため、被保佐人は、意思能力を有する限り、自ら離婚訴訟を提起し、あるいは相手方に応訴することができる。
3. 未成年者が法定代理人によらず自分自身で訴えを提起していることが判明した場合、訴訟能力を欠く者でも意思能力がある限り補正を命じられた意味は理解できるはずであるから、裁判所は一定の期間を定めて未成年者本人に対し補正を命じる。
4. 成年者であっても12、3才の児童と同様の精神能力しかなく、控訴の取下げにより、第一審の敗訴判決が執行され、そのため自己の生活の根拠が脅かされる結果を生じることを理解できない者のなした控訴の取下げは無効であるが、控訴の提起は有効と解して妨げない。

問3 訴えの利益に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原告の所有権の確認を求める本訴に対し、反訴として提起された被告の所有権の確認を求める訴えには、訴えの利益が認められる。
2. 遺言者がその生存中に受遺者に対し遺言の無効確認を求める訴えには、訴えの利益が認められる。
3. 建物賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対し敷金返還請求権の存在確認を求める訴えは、その内容が賃貸借契約終了後建物の明渡しがされたときにおいてそれまでに生じた敷金の被担保債権を控除しなお残額があることを条件とする権利の確認を求めるものであり、賃貸人が賃借人の敷金交付の事実を争って敷金返還義務を負わないと主張しているときは、確認の利益がある。
4. 債務不存在の確認を求める本訴に対し、当該債務の履行を求める給付の反訴が提起されたときは、本訴の訴えの利益は失われる。

問4 XがYを被告として、500万円の貸金の返還を求める訴えに対してYが主張した次の1から4までの陳述のうち、抗弁に該当するものを一つ選びなさい。

1. その500万円はAから借りたものである。
2. Xから500万円を借りる話はあったが、まだXから500万円を受け取っていない。
3. Xから500万円を受け取ったが、これは学資金の援助として贈与を受けたものである。
4. Xから500万円を借り受けたが、Xには貸金全額を既に弁済した。

問5 積明に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 積明は、裁判所の権限であるから、裁判所が積明をしないことが違法となることはない。
2. 積明は、弁論主義を補完するものであるから、訴えの変更を示唆する積明は違法である。
3. 積明は、期日外でもすることができる。
4. 裁判所が当事者にある事実を主張するように積明すれば、当事者に対する不意打ちのおそれはないので、当事者がその事実を主張しなくても、裁判所はその事実を認定することができる。

問6 裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 判決の言渡しは、原本の作成が間に合わなければ、原本なしで口頭ですることができる。
2. 裁判所は、少額訴訟でなくても、被告の財産状況を考えて、被告に分割払いを命ずる判決を言い渡すことができる。
3. 両当事者が同意していれば、裁判所は判決の言い渡しを省略できる。
4. 裁判所は、決定の形式による裁判を口頭弁論を経ずにすることができる。

問7 既判力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. XがYを被告にして土地の所有権確認訴訟を提起し、請求棄却判決が確定した場合、後にXが同一土地につきYを被告にして所有権確認訴訟を提起したときは、裁判所は、既判力に抵触するものとして、当該訴えを却下しなければならない。
2. Xが土地の名義人であるYを被告として、所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起し、判決の理由中にXが土地所有権を有するとして請求認容判決が言い渡された場合に、後にXがYを被告として提起した当該土地の明渡請求訴訟において、前訴の最終の口頭弁論期日に土地所有権がXに帰属する旨のXの主張をYが否認することは、既判力によって排斥される。
3. XがYを被告として提起した建物の不法占拠を理由とする損害賠償請求訴訟において、証拠調べの結果、かつてXがYを被告として提起した賃貸借終了を原因とする建物明渡請求訴訟において、Xの請求を認容する判決が確定したことが明らかになったときは、裁判所は、Xが既判力を援用しなくても、建物明渡請求訴訟の基準時にXに建物明渡請求権があることを前提として判断をしなければならない。
4. Xが、被相続人に対して有していた債権について、相続人Yを被告として貸金返還請求訴訟を提起したところ、Yの限定承認が認められ、相続財産の限度での支払を命じる判決が確定しているときは、Xは、Yに対し、同一債権の貸金返還を求める後訴において、前訴判決の基礎となる事実審の口頭弁論終結以前に存在した限定承認と相容れない民法921条の法定単純承認の事実を主張して、債権につき無留保の判決を求めることができる。

問8 訴訟上の和解に係る無効の主張方法について、和解をした裁判所に期日指定の申立てをして和解の無効を判断させるべきであるとの見解（以下「本見解」という。）に関して述べた次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 本見解によると、期日指定を受けた裁判所は、和解の無効を判断し、和解が有効であれば訴訟終了宣言判決をし、無効であれば従来の訴訟を続行することになる。
2. 本見解は、和解に関与した裁判官が和解無効の審査を担当できる利点をその根拠に挙げる。
3. 本見解によっても、控訴審で成立した和解の無効を主張する場合、第一審に期日指定の申立てをすることになるから、審級の利益が損なわれることはない。
4. 訴訟上の和解に既判力を肯定する立場であっても、本見解を採る余地がある。

問9 共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 土地の所有者が、当該土地上の建物の所有者とこの所有者から建物を借り受けた賃借人とを共同被告として、前者に対しては建物収去土地明渡しを、後者に対しては建物退去土地明渡しを求める訴訟において、建物所有者による建物占有権原に関する主張は、建物賃借人に影響を及ぼさない。
2. 会社の株主が会社と取締役を共同被告として提起した取締役解任の訴えにおいて、第一審がした請求認容判決に対して会社が控訴をした場合、取締役が控訴期間内に控訴をしないときは、取締役との関係で第一審判決が確定する。
3. 隣接する土地の一方の共有者5名を共同被告として提起された境界確定訴訟において、共同被告が訴訟代理人を選任しないで訴訟を迫行していたが、そのうち一人が死亡したとしても、当該訴訟の手続が中断することはない。
4. 1個の不動産を共有する3名全員が共同原告となり、共有権に基づき所有権移転登記手続を求める訴えを提起し、第一審裁判所が請求棄却判決をした場合、共同原告の二人について控訴期間が経過すると、他の一人の控訴期間が経過していなくても、二人の関係では第一審判決が確定する。

問10 訴訟承継に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 売買代金請求訴訟の係属中に訴訟物である売買代金債権の譲渡がなされた場合、譲受人には、参加承継の申立てをして訴訟を承継すべき義務が生じるわけではない。
2. 引受承継の申立ては、事実審の口頭弁論終結時までにしなければならない。
3. 貸金返還請求訴訟の係属中に訴訟物である貸金債権が第三者に譲り渡されて訴訟承継された場合、承継の原因が参加承継、引受承継のいずれであっても、債権譲渡人と債務者間でのみ、貸金債権に関する一部判決をすることは許されない。
4. 貸金返還請求訴訟の係属中に原告が死亡して相続人が訴訟を承継したとしても、訴え提起による消滅時効の完成猶予効は承継人に及ばない。

## [刑事訴訟法]

問1 逮捕・勾留に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5のうちどれか。

- ア. 刑事訴訟法は、同一の被疑事実については逮捕・勾留は1回しか許されるべきでないとする原則に立っている。
- イ. 被疑者について傷害と覚醒剤取締法違反の複数の被疑事実が存在し、傷害の被疑事実のみを理由として逮捕・勾留している場合、覚醒剤取締法違反の被疑事実についても新たに逮捕・勾留する必要がある場合には覚醒剤取締法違反の事実を理由として逮捕・勾留することができる。
- ウ. イ.の場合、傷害の被疑事実のみで逮捕した後、勾留の段階で、嫌疑の認められる覚醒剤取締法違反の被疑事実を追加して勾留することはできず、覚醒剤取締法違反の被疑事実について新たに逮捕する必要がある。
- エ. 傷害の被疑事実で逮捕・勾留したものの犯罪の嫌疑が十分でないため被疑者を釈放した後、新たに重要な証拠を発見したなどの著しい事情変更があり、かつ、それを許すことが逮捕・勾留の不当なむし返しにならないと認められる場合、再度の逮捕・勾留は許される。
- オ. 傷害の被疑事実で司法警察職員に現行犯逮捕され送致された被疑者を受け取った検察官が、現行犯逮捕の要件が充足されていないとして逮捕の違法を理由として被疑者を釈放した場合において、逮捕の時点で緊急逮捕の実体的要件があったとしても、再逮捕は許されない。

1. ア ウ    2. イ ウ    3. イ オ    4. ウ オ    5. エ オ

問2 被害者の留守中、被害者宅に窃盗犯人が侵入し、居間に置いてあった施錠された金庫がこじ開けられて中に入れてあった高級腕時計 1 個及びダイヤモンドの指輪 1 個が窃取された。帰宅した被害者がこれらが盗まれたことに気付いて 110 番通報した。この事件に関し、捜査機関が行う次のような捜査は刑事訴訟において何と呼ぶか、1 から 5 の各解答欄に記載しなさい。

1. 警察官が、令状を得て、被害者宅居間において、こじ開けられた金庫の状況、内部の状況等を認識し、その内容を書面に記載する捜査。
2. 1 と同様の内容の捜査を、令状によらず、被害者の承諾を得て行う捜査。
3. 窃盗犯人が、被害者宅に侵入した際に居間の窓ガラスを割ったと思われるパールが、居間の床上に遺留されていた。これを押収する捜査。
4. 被害者宅から窃取された高級腕時計が A 質店に質入れされた。質入れした者が質店に提示した身分証から X の犯行が疑われた。いまだ発見されていないもう 1 つの被害品であるダイヤモンドの指輪を X 宅から発見するため令状を得て行う捜査。
5. 4 記載の X から、質入れした高級腕時計の入手経緯について供述を求める捜査。



問3 つぎの記述は、違法収集証拠の証拠能力について論じた最高裁判例の判示の一部である。カッコ内の空欄に入る語句(①②③)及び記述(④⑤⑥)は何か、解答欄に記載しなさい。

「違法に収集された証拠物の証拠能力については、( ① )及び( ② )になんらの規定もおかれていないので、この問題は、( ② )の解釈に委ねられているものと解するのが相当であるところ、( ② )は、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の( ③ )を明らかにし、( ④ )ことを目的とする。」( ② 一条)ものであるから、違法に収集された証拠物の証拠能力に関しても、かかる見地からの検討を要するものと考えられる。ところで、刑罰法令を適正に適用実現し、公の秩序を維持することは、刑事訴訟の重要な任務であり、そのためには事案の( ③ )をできる限り明らかにすることが必要であることはいうまでもないところ、証拠物は押収手続が違法であっても、物それ自体の性質・形状に変異をきたすことはなく、( ⑤ )など証拠物の証拠としての性格にかんがみると、その押収手続に違法があるとして直ちにその証拠能力を否定することは、事案の( ③ )の究明に資するゆえんではなく、相当でないというべきである。しかし、他面において、事案の( ③ )の究明も、個人の基本的人権の保障を全うしつつ、適正な手続のもとでされなければならないものであり、ことに憲法三五条が、憲法三三条の場合及び( ⑥ )を除き、住居の不可侵、搜索及び押収を受けることのない権利を保障し、これを受けて刑訴法が搜索及び押収等につき厳格な規定を設けていること、また、憲法三一条が法の適正な手続を保障していること等にかんがみると、証拠物の押収等の手続に、憲法三五条及びこれを受けた刑訴法二一八条一項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でない認められる場合においては、その証拠能力は否定されるものと解すべきである。」

問4 職務質問に関するつぎのアからオの各記述のうち、誤っているものの組合せを後記1から5のうちから一つ選びなさい。

- ア. 警察官は、警察官職務執行法の規定に基づき、行政警察活動の一環として職務質問を行うことができるが、司法警察活動の一環として職務質問を行うこともある。
- イ. 警察官は、警察官職務執行法の規定により、既に行われた犯罪について知っていると思われる者を停止させて質問することができる。
- ウ. 警察官が、警察官職務執行法の規定により職務質問を行うため、腕をつかむなどの有形力を行使することは、いかなる場合でも違法である。
- エ. 警察官は、警察官職務執行法の規定により職務質問をする際、その場で質問をすることが本人に対して不利である場合においては、その者に附近の派出所に同行することを求めることができる。
- オ. 職務質問に付随する所持品検査として、強制にわたらなければ、捜索に至る程度の行為も許される場合がある。

1. ア イ    2. ア ウ    3. ア オ    4. イ エ    5. ウ オ

問5 取調べに関するつぎのアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せを後記1から5のうちから一つ選びなさい。

- ア. 「但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる（刑事訴訟法198条1項但書）。」の反対解釈により、身柄を拘束された被疑者は出頭を拒んだり随時退去することはできず、取調べを受忍する義務があると解するのが、わが国の捜査実務である。
- イ. 被疑者の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- ウ. 被疑者を取り調べた際、被疑者の供述は、これを調書に録取しなければならない。
- エ. 司法警察職員は、裁判員制度対象事件について、逮捕・勾留中の被疑者を取り調べるときは、取調べの開始から終了に至るまでの間における被疑者の供述及びその状況を必ず記録媒体に録音・録画しておかなければならない。
- オ. 検察官は、裁判員制度対象事件の公判において、当該事件についての逮捕・勾留中の被疑者取調べの際に作成された自白調書の証拠調べを請求し、その任意性が争われたときは、任意性の立証のため、当該調書が作成された取調べの開始から終了に至るまでの供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の取調べを必ず請求しなければならない。

1. ア イ    2. ア ウ    3. ア エ    4. イ エ    5. イ オ

問6 伝聞証拠に関するつぎの各記述のうち、最も適切でないものを後記1から5のうちから一つ選びなさい。

1. 被告人Xが、Vの反抗を抑圧する脅迫を加えて金員を強取したとの公訴事実に係る強盗事件の公判における、被害者である証人Vの「私はXから胸元にナイフを突きつけられ『俺は15年前に人を殺した。人を殺すなど何でもない。』と言われ、殺されたくないので100万円を払った。」旨の証言により、Vの反抗抑圧状態を立証する場合、この証言は伝聞証拠ではない。
2. 被告人Xが、Vに対する殺人の共謀共同正犯として起訴された事件の公判における、殺害実行犯である証人Aの「私はXから『Vは生かしてはおけない。お前が殺れ。道具は俺が準備する。』と言われた。」旨の証言により、XA間の共謀を立証する場合、この証言は伝聞証拠ではない。
3. 被告人Xが、Vに対する殺人の共謀共同正犯として起訴された事件の公判における、共犯者である証人Wの「私は殺害実行犯であるAから『Vを殺したのは自分だ。』と聞いた。」旨の証言により、Aの実行行為を立証する場合、この証言は伝聞証拠ではない。
4. 被告人Xが、Vを殺害したとの公訴事実に係る殺人事件の公判における、Xの友人である証人Yの「被告人Xから『神様のVを殺せという声が聞こえた。』と聞いた。」旨の証言により、被告人Xが犯行当時心神喪失状態にあったことを立証する場合、この証言は伝聞証拠ではない。
5. 被告人Xが、自動車運転上必要な注意を怠ってVを死亡させたとの公訴事実に係る過失運転過失致死事件の公判における、Xの友人である証人Zの「被告人Xが『最近この車のブレーキの調子がどうもよくない』と言っているのを聞いた。」旨の証言により、被告人Xが犯行当時運転していた自動車の制動装置の異常による事故の発生の予見可能性を立証する場合、この証言は伝聞証拠ではない。

問7 わが国の刑事訴訟における犯罪被害者に対する配慮に関するつぎの1から5までの各記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

1. 検察官は、犯罪被害者から告訴のあった事件について、起訴又は不起訴の処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人に通知しなければならないが、告訴をしていない犯罪被害者に対しては、個人のプライバシーに属する情報であることから、運用上も当該事件の起訴又は不起訴の処分の通知をすることはない。
2. 検察官は、強制わいせつ罪に係る事件について公訴を提起する場合、公訴事実被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項。以下本問において同じ。）を記載することにより被害者等の生命、身体等に害を加える行為がなされるおそれがあることを理由に当該事件の被害者から被害者特定事項の不記載の申出があり、これを相当と認めるときは、公訴事実被害者特定事項を記載しないことができる。
3. 強制わいせつ罪に係る事件の被害者は、裁判所の許可を得て当該事件の手續に訴訟当事者として参加できるが、なし得る訴訟行為は法に規定された事項に関する、証人尋問、被告人質問及び弁論としての意見陳述のみに限定されている。
4. 検察官は、検察官請求に係る証拠書類を弁護人に閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉が著しく害されるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、起訴状に記載された被害者特定事項を被告人に知られないようにすることを求めることができる。
5. 裁判所は、強制わいせつ罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。